

奥州市議会 総務・教育厚生・建設環境常任委員会

合同所管事務調査 会議録

【日 時】 令和8年5月22日（金） 13:30～16:22

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (19名)

〔総務常任委員会〕 高橋晋委員長 菅野至副委員長 岩渕高紀委員
佐々木友美子委員 千葉敦委員 加藤清委員（早退）

〔教育厚生常任委員会〕 小野優委員長 及川佐副委員長 小野寺勝委員
千葉典弘委員 佐藤美雪委員 穴戸直美委員 門脇芳裕委員

〔建設環境常任委員会〕 及川春樹委員長 高橋善行副委員長 岩渕英浩委員
飯坂一也委員 千田美津子委員 中西秀俊委員

【欠席議員】 〔建設環境常任委員会〕 及川泰輔委員

【説 明 者】 〔財務部〕 二階堂純 財務部長 及川康文 財政課長

〔都市整備部〕 菊地康 都市整備部長 千田充 都市計画課長
千田修一 都市計画課建築係長

〔教育委員会事務局〕 佐藤裕恵 教育部長 佐藤由雄 教育総務課長

佐藤 靖 教育総務課課長補佐 高橋健二 教育総務課施設係 上席主任

【事 務 局】 千田俊輔事務局次長 佐藤祐一副主幹兼議事調査係長 岩渕梨恵上席主任
岩渕友太郎主任

【次 第】

1 開 会

2 委員長挨拶（教育厚生常任委員会委員長）

3 調 査

（仮称）奥州西学校給食センター新築工事について

〔調査のまとめ〕

（1）今後の調査の進め方について

（2）調査事項のレポート提出について （6月5日（金）提出締切）

（3）調査事項の議会報告について

4 そ の 他

5 閉 会

【概 要】

1 開会

（及川佐副委員長） ご苦労さまです。

ただいまから、総務・教育厚生・建設環境常任委員会合同所管事務調査を開会いたします。

教育厚生常任委員会委員長より、ご挨拶を申し上げます。

また、以後の進行につきましては、さきに開催されました、総務、教育厚生、建設環境、各常任委員会におきまして了承していただいたとおり、教育厚生常任委員会委員長にお願い申し上げます。
よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## 2 委員長挨拶

(小野優委員長) 皆さんお疲れさまでございます。

本日は、総務・教育厚生・建設環境常任委員会合同所管事務調査として、(仮称)奥州西学校給食センター新築工事について、調査をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

調査に先立ちまして、クールビズ期間に入っておりますので、服装の方は、各自調整しながら調査に臨んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、定足数に達しております。

なお、欠席通告者は、及川泰輔委員であります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

3 調査

(小野優委員長) それでは、早速調査に入ります。

本日は、説明のため、財務部より二階堂純財務部長、及川康文財政課長、都市整備部より菊地康都市整備部長、千田充都市計画課長、千田修一都市計画課建築係長、教育委員会事務局より佐藤裕恵教育部長、佐藤由雄教育総務課長、佐藤靖教育総務課課長補佐、高橋健二教育総務課施設係上席主任に出席いただいております。

お忙しい中ありがとうございます。

最初に、本日の調査の進め方について、委員各位にお諮りいたします。

本日の調査につきましては、当初、当局からの説明を聴取するのみとする案もございました。

しかしながら、より充実した所管事務調査とするため、時間がかかっても通常どおり質疑を行うべきとのご意見をいただいております。

そこで、本日の進め方といたしましては、説明を聴取した後、通常の所管事務調査と同様に、質疑を行う方法で進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

< 「異議なし」との声あり >

(小野優委員長) ご異議なしと認めます。

よって、本日は、説明の後に質疑を行う方法で進めることといたします。

なお、この方法によりますと、本日の会議は、大変長時間に及ぶ可能性が想定されますので、委員各位並びに当局におかれましては、あらかじめご了承の上、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### (仮称)奥州西学校給食センター新築工事について

(小野優委員長) それでは、調査に入ります。

これより当局の説明を求めます。

発言の際は、委員長と声をかけて挙手をしていただき、委員長が指名してから、マイクを使用し発言いただきますようお願いいたします。

それでは、調査事項である、（仮称）奥州西学校給食センター新築工事について、当局より説明をお願いします。

佐藤教育部長。

（佐藤裕恵教育部長） 教育委員会事務局の佐藤でございます。

この度、奥州西学校給食センターの建設に関しましては、こちらにいらっしゃる委員の皆様をはじめ、多くの方々にご心配、ご負担をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。また、様々ご指摘、ご意見等をいただき感謝申し上げます。

本日は、センター建設に関しまして、事前に頂戴しております質問事項に沿ってご説明をさせていただきますが、私どもの回答が、質問の趣旨と異なる場合があるかもしれませんので、その点につきましては、説明の後に再質問という形でご指摘いただければと考えております。

奥州西学校給食センターの建設の進捗状況についてですけれども、4月に、何とか施設本体の方が完成いたしまして、外構工事は6月末の完成予定となっているところでございます。そして、4月28日に施設の引き渡しを受けまして、現在、施設の本稼動に向けた準備を進めており、当初計画のとおり、今年度、2学期からの給食提供ができる見込みとなっておりますことをご報告させていただきます。

今回の件を踏まえまして、今後同じことが繰り返されないよう、事実確認、検証を行い、再発防止に取り組んでまいる所存でございます。

本日は、よろしくお願いいたします。

（小野優委員長） 佐藤教育総務課長。

（佐藤由雄教育総務課長） それでは、資料に基づきまして、説明をいたします。

まず、①の「契約内容、契約手続の妥当性」です。

契約内容、仕様の詳細でございますが、市営建設工事の契約書作成に当たりまして、建設業法に基づく必要事項を記載することとしておりまして、先に提出した契約書のとおり、本件工事についても同様に作成したものでございます。

交付金「年度内完了条件」の取扱いです。

受注者へ未共有となった理由ですが、令和7年4月に県を通じて交付金の内示がございまして、国の繰越予算で措置されたことが分かりました。

このため、市から工事事業者に対して、繰越できない予算が配分されたので、年度完了が必須であるということを4月22日の工程会議内で情報共有をしております。

契約書・仕様書への明記の有無とその理由です。

契約書及び仕様書へ年度内完了条件の記載はございません。

先に述べましたとおり、建設業法に基づき必要事項を記載しているため、当市においては、財源の補助金や交付金については記載はしていません。

契約書に交付条件が記載されなかった経緯です。

こちらも先に述べましたとおり、建設業法に基づき必要事項を記載しているということで、当市においては、財源の補助金や交付金について記載はしてございません。

附帯決議事項の履行状況です。

こちらは、対応方法について検討中でございます。

事業者の重複です。

こちらは、水沢中学校の校舎の建築工事の業者と聞いてございます。建設業者には、重複の業者はございません。

②、交付金不交付と財政負担の実態に進みます。

交付金不交付の経緯と原因です。

令和7年6月20日に県へ相談ということで第一報を入れております。

県を通じて国からは、一義的には、事故繰越の手続きを検討するようという回答がございました。また、交付金は、令和6年度からの繰越予算を配分されておりますが、令和7年度当初予算への振替について県に相談しましたけれども、変更はできない旨を伝えられております。

その後も、令和7年度内に完工できない場合の交付金の取扱いにつきまして、何度も相談しましたが、結果として、学校給食の実施に必要な施設が完成しなければならない、という回答が12月24日にございました。同日、事故繰越手続き書類を県に提出しまして、その後、複数回、修正提出しましたがけれども、令和8年3月5日に、国から、「避けがたい事故には該当しない」という判断がなされております。

なお、県への交付金配分予算は、国の繰越予算が配分されておまして、令和7年度の当初予算で交付金が措置されていれば明許繰越も可能でございまして、交付金の不交付は避けられたものでございます。

全国の他市町村からも、文部科学省に対して、前年度の繰越予算を配分しないよう要望が上がっておりまして、事業規模の大きな事業に対する交付金については、当該年度の当初予算での措置をするように国に対して求めていく必要がございます。

制度理解・事前把握の有無、こちらは大変申し訳ございません、回答が漏れておりましたので、口頭で説明いたします。

さきの説明のとおり、国の繰越予算が配分された段階で、明許繰越ができないことは、理解してございました。このため、施工不良発覚の段階から、国や県と相談しながら、交付金が受領できる方策を模索しましたがけれども、最終的に事故繰越という方法しか残らなかったものでございます。

繰越が認められなかった理由です。

東北財務局の判断内容です。「避けがたい事故には該当しない」という判断がなされました。

避けがたい事故とは、発注者及び受注者には瑕疵が無く、第3者的な事象によって引き起こされた事故のことを指しておりまして、今回の件に関しましては、第3者的な事象が原因ではなく、受注者側の施工ミスが原因である、ということから事故繰越が認められなかったものでございます。

約3億円規模の影響に対する市の責任認識です。

市から支出する一般財源を抑えるために、不交付となった交付金分を起債へ振替したことによって、他の事業へ充当できる可能性があった枠を減じる結果となりました。

起債・一般財源への負担転換の実態でございます。

①、不交付となった交付金、令和6年度は、9,464万1,000円、令和7年度は、2億1,454万8,000円、計3億918万9,000円となります。

②、不交付となった交付金のうち、起債振替額は、2億4,510万円です。

これによりまして、㊦から㊧を引きまして、一般財源額は、6,408万9,000円となります。

実質一般財源負担の整理に進みます。

③、合併特例債のうち、交付税措置額は、1億7,157万円。一般財源額は、7,353万円となります。実質一般財源の負担額は、㊦と㊧を足しまして、1億3,761万9,000円となります。

合併特例債のリスクです。

本事業は、もともと合併特例債活用で進めてきておりますので、目的外使用には当たらないということになります。

補正増額の累計と内訳、こちらは、別紙1の補正増額の累計と内訳をご覧くださいと思います。

市が負担した費用の有無と内容です。

工期延長により、電気設備工事及び機械設備工事の追加経費が発生しましたが、覚書により建築JVが負担することとなっておりまして、市の負担額はございません。

③の損害賠償・法的責任の整理に進みます。

損害賠償の範囲と限界です。

顧問弁護士に相談した際、損害賠償については、工事請負契約書別記第50条で規定する損害賠償に加えまして、工期延長に伴う建築工事以外の追加経費に関しては、変更契約や覚書などにより請求可能との助言がございましたので、その範囲で賠償請求を行っております。

726万円という請求額の妥当性です。

①としまして、先ほど申し上げました工期延長に伴う追加経費相当額、こちらは、726万円。

②の契約書別記で規定する損害賠償額、こちらは、800円となっております。

交付金不交付分を請求対象としない理由です。

契約に基づく損害賠償請求の対象にならないためとなっております。現在、別の方法で交付金不交付分の損害賠償請求について、検討を進めております。

契約不適合責任の該当性です。

施工不良があったものは是正されており、目的物は引き渡しされているため、契約不適合責任に該当しないと捉えております。

元請・下請・監理者それぞれの責任分担です。

二次下請は、三次下請の施工状況を立会確認し、一次下請に報告をしました。立会確認の詳細は、三次下請から基準値以内である口頭報告を受けての目視確認でございます。

一次下請は、二次下請から三次下請の施工状況報告を受けまして、基準値以内である旨を元請に報告しました。元請は、一次下請から基準値以内である旨の口頭報告を受け、コンクリート打設に作業を進めております。

監理者は、元請から基準値以内であることの口頭報告受け、段階確認を実施しております。

専門工事の施工責任は、三次下請にあり、現場管理責任は、元請にございます。

3月23日全員協議会で説明があった「特別な事情」の内容と法的根拠です。

民法第416条第2項、特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者はその賠償を請求することができる、という規定に基づきまして、当事者がその事情を予見すべきであったときとあるものでございます。

顧問弁護士への相談内容・回数です。

1回目が、令和7年8月27日、工期延長に伴う損害賠償についてでございます。

2回目が、令和8年4月6日、交付金不交付決定に伴う損害賠償について、3回目が、令和8年4月22日、内容は同じでございます。

4回目が4月30日、指名停止措置についてでございます。

こちらは、下記④を参照ということで後ほど述べます。

賠償請求しない方向からの請求する方向への変更理由でございます。

市議会全員協議会等の意向を踏まえ、賠償請求の可能性について、現在弁護士に相談中でございます。

受注者との協議・交渉状況です。

こちらは、別紙2の経過及び今後の予定のとおりでございます。

④、ペナルティ・業者対応に進みます。

指名停止等の判断基準と処分内容です。

指名停止措置については、奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準により行いまして、奥州市工事請負業者資格審査委員会で検討し、市長が決定することとなります。

本件につきましては、4月22日及び23日に資格審査委員会を開催し、「弁護士に相談しその見解を聴取すべき」となったことから、顧問弁護士に相談し、5月13日にその回答が到達したことから、改めて5月20日に審査委員会を開催した上で、市長決裁によりその措置を決定する予定としてございます。

受注者・監理業者への対応方針です。

新築工事に当たりましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に分けて発注しております。今回の施工不良は、建築工事のJV業者が引き起こしたことです。当JV業者に対して、工期を延長したことにより生じた追加経費、そして、契約書で規定する損害賠償金を求めているものです。

また、監理業者につきましては、業務委託仕様書に基づく「工事監理ガイドライン」のほか、業務計画書に基づいたプロセス管理がなされていたという認識でございます。

損害負担の考え方です。

建築事業者に施工不良に伴う是正工事の費用の全額負担と、工期を延長したことにより生じた電気設備工事及び機械設備工事の追加経費に加え、契約書別記に規定する損害賠償金を業者負担としてございます。

⑤、行政判断・市の責任に進みます。

発注者としての監督責任です。市が発注するものについては、監督責任はあると認識してございます。

市と業者の過失割合の考え方です。

今回の施工不良に係る費用は、建築事業者側で全て負担してございます。

市の責任に対する業者側認識です。

市の責任についての言及は全くございません。

専決処分の妥当性です。

軽微変更とした根拠、機械設備工事に関する変更箇所を積算した結果、変更額が919万6,000円増になったものでございます。

議会付議しなかった理由ですが、市長の専決処分事項の指定についてに基づき処理したものでございます。米印がありますが、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、1,000万円以内の額の契約の変更ということになります。

損害賠償の最終責任の所在です。

市としましては、施工不良に伴う責任は、建築の元請業者と考えており、工期を延長したことにより生じた電気設備工事及び機械設備工事の追加経費に加え、工事請負契約書第50条で規定する損害賠償金を建築事業者の負担としております。

⑥、経過・情報共有・議会対応に進みます。

施工不良発覚以降の時系列、庁内会議の報告の流れですが、こちらともに、別紙2のとおりでございます。

県への報告内容、7月時点ということで、こちらも別紙2のとおりになりますが、第一報は、先に述べましたとおり、令和7年6月20日に行っております。

議会報告が遅れた理由と判断過程です。

施工不良、是正工事が完了、終了した段階で議会へ報告を検討しておりましたが、是正工事後の工期について、未確定な部分が多かったため、確定後の報告となりました。

1月の全員協議会前に説明しなかった理由ですが、こちら先程と同様の内容でございます。

⑦、検証・再発防止に進みます。

第三者検証の必要性と実施可能性です。

現時点では、検証を依頼する機関の存在が確認できておりません。今後、県などの関係機関に相談しながら、可能性を追求していく考えでおります。

調査報告書の内容精査、施工者より、令和7年6月21日付けで、施工不良に関する報告書が提出されました。また、施工不良に至るまでの施工状況及び管理状況を把握するため、令和8年4月14日に、発注者から施工者及び監理者へ詳細報告を改めて求めておまして、4月21日付けで各者より報告書が提出されております。

施工者から二度提出されている報告書の内容に相違はございません。

再発防止策です。

施工不良は、施工者に原因がございます。

詳細は、⑧にて回答いたします。

発注者としては、施工不良の手戻り工事により、工期延長及び損害が生じたことから、再発防止策として、以下の対応を考えています。

(ア)、建物構造に係る段階確認時、施工者からの確認資料を今回のような口頭報告のみとせず、数値的根拠書類や施工マニュアルも提出させる。

(イ)、監理者の段階確認においても、(ア)と同様に実施させるよう、業務設計書に記載する。

(ウ)、施工者が作成提出する施工計画書に元請下請それぞれの立場における具体的な管理方法も記載させる。

契約・監理・検査体制の見直しです。

再発防止策を基に対応していきます。

今後のスケジュールです。

再発防止策を基に対象とする規模や工種を検討し、工事発注の際の特記仕様書への施工条件として明示していきます。

⑧、施工不良の技術的要因と原因究明です。

アンカーボルト芯ずれの発生メカニズム、69箇所中43箇所という異常な発生頻度の背景分析、まず、(ア)です。段階確認後、発注者・監理者へ報告なく施工者で最終調整を行いました。その際、三次下請が誤った調整をした可能性がございます。

(イ)、アンカーボルトの固定が強固となっていなかったことで、コンクリート打設時にアンカーボルトがコンクリートに押されて動いた可能性がございます。

結果、43箇所という基準値を超える芯ずれが多数発生しました。

各作業におけるチェックリストがございますが、数値的根拠資料が無いため、可能性という記載をしてございます。

「I S ベース柱脚工法」に対する知識・経験の不足の有無です。

I S ベース柱脚工法は、設計時に設計事務所より構造計算で必要な強度を確保できること、岩手県内でも資材が流通していること、あとは、施工実績もあるとの提案を受けまして、構造計算に選定しました。

工事発注後は、施工者より、同製品を使用したい旨の書類が提出されまして、発注者・管理者ともに承諾をしております。施工者の元請は、I S ベース柱脚工法以外の施工実績はございましたが、I S ベース柱脚工法の施工実績がなかったため、施工計画時に元請下請間での打合せを実施し、材料の仕様や施工方法について共通認識を図っております。その際、最終的な位置の確認を三次下請にて実施し、元請は下請から基準値以内であること報告を受ける計画として実施しております。

コンクリート打設時の押圧や、下請業者による位置調整作業の実態です。

基礎工程序盤のアンカーボルト据付時、元請は全てのアンカーボルトの位置を下請とともに測定・確認をしております。段階確認後、最終調整が行われておりまして、最終的な位置の確認を三次下請にて実施し、基準値以内であることの口頭報告を元請は受け、コンクリートを打設しております。施工計画時に、元請下請間で打合せした際、アンカーボルトがコンクリートで押されることはない旨の説明が三次下請から元請にございました。

しかし、施工不良発覚後に、元請下請間で原因究明の打合せをした際、コンクリートによってアンカーボルトが動いた可能性のある旨の報告が三次下請から元請にございました。

組織的な品質管理の問題です。

段階確認後に施工が変更された経緯と管理体制の不全です。段階確認後、最終調整が行われ、基準値以内である旨の報告を元請は下請から受けておりましたが、口頭報告であり、どの箇所をどのように調整したという具体的な報告や記録はございませんでした。元請は、書面での報告を下請に求めましたが、製品メーカーと三次下請との責任施工の取り決めにより、後日、報告書として提出する旨回答されました。よって、元請は、下請からの口頭報告に基づき、コンクリートを打設しております。

工程写真の有無と、施工記録・チェック体制の形骸化の検証です。

基礎工程序盤のアンカーボルト据付時、元請は、すべてのアンカーボルトの位置を下請とともに測定確認をしております。チェックリストはございますが、数値的根拠を示した写真は、ありません。

段階確認後、最終調整が行われました。基準値以内である旨の報告を元請は、下請から受けておりましたが、口頭報告であり、どの箇所をどのように調整したという具体的な報告や記録はございません。

施工者の施工責任分担は、③にて回答済みとなっております。

⑨、工事監理・検査体制の機能不全に進みます。

監理者のチェック機能と責任です。

最重要管理項目であるアンカーボルトの異常を見逃した具体的な理由、監理者は、段階確認時、

アンカーボルトの位置が基準値以内であることの報告を元請から受けて確認しております。

確認結果、指摘事項はございませんでしたが、その後に三次下請により、アンカーボルトの位置の最終調整が行われ、基準値以内である旨の報告を、元請は、受けております。どの箇所をどのように調整したという具体的な報告はございませんでしたが、元請は、コンクリート打設の作業を進めております。元請から監理者に対する最終調整の実施報告がなされていなかったため、監理者は、段階確認後に、最終調整をすることは知りませんでした。結果として、施工者からの施工不良発覚の報告をもって、監理者は、初めて異常を確認したということになります。

元請・一次下請・二次下請・監理者の役割分担と連携不足の実態は、項目③にて回答済みでございます。

市の検査体制の不備に進みます。

コンクリート打設前に行ったとされる検査のメンバーと、その際の判断根拠です。

基礎工程盤のアンカーボルト据付時、発注者の監督職員は、監理者、施工者とともに、アンカーボルトの位置が基準値以内であることを測定確認しております。

段階確認時、監理者と施工者は、アンカーボルトの位置が基準値以内であることを施工者の口頭報告により目視にて確認しております。発注者の監督職員は、段階確認前後に随時状況を確認しております。

発注者としての監督業務の責任範囲と限界です。

発注者の監督職員は、工事材料と品質、施工結果の検査立会いについて、建築工事監理指針に基づき、工事監理業務を委託している場合は、検査立会いではなく、監理者から実施結果の報告を受けることとしておりました。しかし、発注者の技術担当部署であることから、月2回、現場で実施される工事工程会議の際など、随時現場に行き、施工状況の確認を行っております。

発注者は、監理者を経由し、アンカーボルトの位置が基準値以内であることの施工者からの報告を受けまして、作業が滞りなく進んでいることを確認しておりました。

⑩、工期・工程管理の妥当性に進みます。

工期延長判断の遅れ、是正工事中に「工期内に遅れを取り戻せる」と判断した合理的根拠です。

是正工事後の工程会議内で、各工事で作業期間短縮を図るとともに、人員を増やすことで年度内完成が可能と判断したものでございます。

12月下旬まで延長判断がずれ込んだ意思決定プロセスです。

施工不良発覚後から工期短縮を図ってまいりましたが、工程会議で工期延長の見通しとなったのは12月でございました。

なお、事故繰越の手続きを正式に開始したのは12月から。その後、県に相談しながら、調書等を何度も書き直してきましたが、3月5日に東北財務局から、「避けがたい事故には該当しない」という判断がなされたものでございます。

交付金への影響予想です。

早期の工期見直し判断による交付金不交付回避の可能性の有無です。

交付金が国の繰越予算で配分されたことから、年度内完了が交付の条件でございました。

⑪、教育委員会の監督責任に進みます。

教育行政の役割、事案発生以降、業者と教育委員会の間で行われた協議の透明性です。

各受注者とは、施工不良判明後、市から事業担当及び監督担当に加えて、工事監理委託業者を含めた是正工事に係る打合せや隔週の工程会議情報共有を図ってまいりました。

行政的責任の所在と今後の対応です。

今回の施工不良は、市として然るべき対応を行った後に判明したのですが、市の監督責任はあると考えております。

今後、建築事業等を発注する際は、国の財源に注意し、施工管理体制の強化や施工業者への注意喚起の徹底などを対応してまいります。

情報開示と報告の徹底です。

業者から提出された「施工不良に関する報告書」の議会・市民への公表範囲ですが、情報開示請求の手続きに従って公表してまいります。

教育委員会としての独自調査及び再発防止策の策定状況です。

発注担当課、監督担当課、契約担当課と情報共有しながら、今回の件の検証を行い、どのような形で防止を図っていくのか対策を検討してまいります。

臨時会以降のこれまでの対応経過は、別紙2のとおりでございます。

説明は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 都市計画課の千田でございます。

若干、補足をさせていただきたいと思います。

この説明書の中で、工事の体制等や実施の部分について、段階確認及び最終調整という言葉が出てくるとは思いますけれども、この部分につきまして、令和8年3月26日に皆様にお渡ししております、(仮称)奥州西学校給食センター新築建築工事の施工不良についてというフロー図の中で、元請の方が一番最初にアンカーボルトを設置した後に、発注者及び工事監理者の方で配筋と型枠確認を行っているのが段階確認、その段階確認の後に、三次下請業者等が段階確認後に、アンカーボルトの調整を行っている部分を最終調整という形での記述としておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(小野優委員長) 以上で説明が終わりました。

質疑を行います。

委員各位におかれましては、要点をまとめ、整理して質疑を行うようにお願いいたします。

佐々木委員。

(佐々木友美子委員) 佐々木です。

用語の具体的な意味がちょっと分からなくてお聞きします。

1ページの②の中段あたりに、その後も令和7年度内に完工できない場合の交付金の取扱いについて何度も相談したが、結果として、学校給食の実施に必要な施設が完成しなければならないという回答があった、とあるんですけれども、ここの解釈というか、もう少しかみ砕いた説明はいただけないでしょうか。

ちょっと、理解ができないんですが。

(小野優委員長) 佐藤教育総務課長。

(佐藤由雄教育総務課長) 何度も相談したという内容でございますけれども、工事がすべて完成しなくても部分払ということで交付金をいただけないかと、そういった内容についても、県の方に相談してございます。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) すみません、佐々木委員に確認でございますが、ここの学校給食の実施に必要な施設が完成しなければならないというところの解釈ということですか。

< 「そう」との反応あり >

(佐藤裕恵教育部長) はい、部分的に使用できるのではなくて、完全に給食施設として使える形状、いわゆる100%施設が完成ですね。例えば、お掃除が終わっていないとかそういうことではなくて、施設として100%完工していなければ交付金の対象とはならないという回答をいただいたものでございます。

(小野優委員長) ほかにございませんか。

千田委員。

(千田美津子委員) いろいろ聞きたいことはあるんですけども、気がついた点で何点か質問いたします。

まず、今説明いただいた顧問弁護士にそれぞれの段階でいろいろ相談をしてこられたと。それで、3月に議会に説明があったときは、損害賠償については、最初の契約の範疇に入っていないので、当事者は知らなかったことでできないという、そういう説明が私たちにはありました。その後、別の方法で交付金の不交付分の損害賠償請求については、検討を進めているということは分かったんですけども、それで、3月上旬に国の交付金が、過年度分も含めて入らないということが分かってから、弁護士に相談したとありますけれども、3ページの顧問弁護士への相談内容は、令和7年8月が第1回、第2回が4月6日、第3回が4月22日となっているんですけども、議会に説明した段階で、業者に請求できないという判断は、誰がされたんでしょうか。誰に相談をして、判断されたんでしょうか。

それとも、単なる、前の説明だと、いろんな、契約書とかみんな送って見てもらって、その上での相談をしたと説明をされていたんですけども、顧問弁護士への相談内容と回数を、今日出してもらった部分を見ますとそれが入っていないんですけども、それは電話での相談だったということなのでしょう。

まず、その点お聞きいたします。

(小野優委員長) 佐藤教育総務課長。

(佐藤由雄教育総務課長) 今、お話がありました弁護士の相談の判断の部分でございますが、令和7年8月の相談の際のアドバイスのものを基に判断してございます。

(小野優委員長) 千田委員。

(千田美津子委員) 最初に、令和7年という、是正工事が終わった後で相談をされて、その時点で、弁護士さんはそういう判断をしていたかもしれませんが、様々な、やっぱり、この間ずっと県を通じて国に事故繰越ができないとか、そういう交渉をしてきたわけですね。

そして最終的には、何とかしてほしいと思ったけれども、3月に入ってすぐ、だめだっていうことが明らかになったと。そうすると、その判断は、もう去年の8月時点で、これは、そういうこともあり得るかもしれない。だから、事業者に対しては請求できないっていう、もうそういう頭で来たということなんです。これちょっと、私はちょっと今驚いています。

やっぱり、これは大きな問題ですので、もっとやりようがあったのではないかなと。最終的な判断をするに当たってのアドバイスの求め方、それから、県を通じて国に交渉してきたけれどもだめだった。でも、もう少し何かやりようがあったのではないかなと思うんですけどもその辺は、ど

うでしょうか。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) 千田委員のおっしゃることは最もだと感じております。

8月の相談の段階で、私どもあらゆることを想定して、例えば、何かの事由でやはり工期延長で延びてしまった場合も想定して、すべての点について想定をしながらご相談をしたという経緯がございます。

その結果に基づきまして、皆様にご説明したとおり、交付金の損害賠償については、実は、契約書上は、その部分については記載されておきませんので、契約に基づく損害は無理だということは明確に、弁護士から回答いただいておりますし、そうでない損害賠償についても、相当の事情がない限り難しいであろうと。まずは、本来は、契約書に載せるべきではなかったかというアドバイスはその時点で既にいただいているものでございました。

今回は、それに則って、一番最初の3月の全員協議会の段階では請求はいたしませんということをお話させていただきましたが、その後、やはり、再度弁護士に相談をして、何とか道はないかというところで今現在、相談をさせていただいているところです。

以上でございます。

(小野優委員長) 千田委員。

(千田美津子委員) 8月に、あらゆることを想定しながら相談をし、対応してきたと。それはそれでいいと思うんですけども、ただ、国の最終的な判断が、やっぱり、施工業者のミスによるものだと、特別な事情には当てはまらないよってという判断があったわけですね。

ですから、私は、ここが一番の市としてはよりどころになるんじゃないかと。確かに、契約書、最初の契約書が全部を網羅するような契約書であればいいのかもしれませんが、やはり、国の最終判断とすれば、特別な理由がない。むしろ、そもそも、業者の責任になるものだというふうに、誰が見ても、今日の説明を受けてもなお、そういうふうに思うわけですけども、そういうふうな判断の下に国が判断をしてきたのであれば、市がいくら8月に相談をしたとしても、私はやっぱりその時点で、議会もそういうことなのかとは思いましたけれども、それでは市民に説明できないということで、いろんな議員さんたちも話をしましたし、私たちも言いましたが、やっぱり模索すべきだということで、市が考え方を変えて、別の方法で請求すべきだということに変えたのはそれはいいんです。

ただ、その3月の議会にかかる時点で、本当に適切な判断だったのかなとちょっと疑ってしまうんですね。

もう少しこう、今日も説明がありましたが、1月に最初、議会に説明があったけれども、その前に何とかならなかったか。それはみんなあるわけですけども、だから、年度を跨ぐようになるっていうのが分かってきたのが去年の12月ということで、そうであればもう少しいろんな段階で、もっとこう取るべき、市としてもそういう取るべきことが、手法があったのではないかなと思う。ちょっとあんまりにも物分かりが良過ぎて、これはできないんだからっていうふうにすべきでないと私は思うんです。

だから、そういった意味でも、ちょっと、何て言うか、きちんとその都度その都度、必要な手だてをしっかりと市としてもやるべきだったのではないかなとちょっと感じますので、もしその点あれば、まず、お聞きしたいと思います。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) いろいろとご指摘ありがとうございます。

私も同じように、感じております。

いずれ、大変申し訳ございませんが、既にその時期は過ぎてしまっております。ですので、今後二度と同じようなことがないように、それで、今はここに弁護士の相談回数ということで書かせてはいただいておりますが、この他にもメールをしてご相談しているケースもございますし、その辺は、連絡を密にしながら今後進めていきたいと考えております。

申し訳ございませんでした。

(小野優委員長) ほかに質問ありませんでしょうか。

菅野委員。

(菅野至副委員長) 菅野です。

1点だけまず確認しますけれども、ちょっと私、読み取れなかったからかもしれませんが、要は、アンカーボルトがずれたということなのですが、なぜ最終チェックが終わってから、その後、請負の方が何か微調整をしたという話なんですけれども、その微調整が何で行われたのかっていうのは、その原因というのはお分かりでしょうか、ちょっと改めて確認したいと思います。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) ただいまの質問で、なぜ、段階確認後に業者の方が最終調整を行ったのかという部分と認識しております。

私どもも、なぜ、段階確認後に、最終調整をして、それで最終調整をしたんだけれどもということで報告をいただければと思っているところでございます。

多分にはなりますけれども、基本的に下請業者の方で本当に問題がないかということで、段階確認後に調整に入りたいということで、元請の方に話をして、元請の方で入っていいよと、確認はしていいよというような話をして入ったというような認識を持っているところでございまして、その時に、先ほどいろんな部分での回答を書いておりますけれども、チェックリストっていうのは、確かに下請の方で作っている調書はございました。

ただ、そのチェックリストというのが、そのアンカーボルトの位置が基準値以内に入っているかの部分だけにチェックをしているチェックリストでありまして、どのような形でアンカーボルトを調整したか、要は、どちらの方向に、このくらいずらしましたよというような部分の記述のものはございませんでした。

あくまでもアンカーボルト同士の延長距離を測ったものしかちょっと出てきませんでしたので、基本的には、どういったふうに、元請の方も、口頭で受けたのが、結局、基準値以内に入っていますよという報告だけでございまして、どのように調整したかという部分まで、元請の方にも報告がございませんでしたので、元請の方としては、大丈夫なんだなということで、そのまま通してしまったというのが実情という形でございます。

以上です。

(小野優委員長) 菅野委員。

(菅野至副委員長) ありがとうございます。

私の認識では、段階確認をしたときには、基準値以内に入っていましたよということで、この施工でOKですねとなったと認識してしまっていて、その後に、結局こう読んでみると、何かこう最終、その後の確認をしたいと施工業者の方から言われて、施工業者が入って調整をしたのが最終的には今回の不具合につながったということなんだと思うんですが、結局、その最終確認でOKであった

というところから、なぜ、調整しなければいけなかったのかというところの文書が無いというように読み取れるんですけども、そこが、実は、すごく大事な部分なんじゃないかなと思うんですね。

なので、今回、その資料が無いから、ただ今おっしゃったように、あくまで、もしかしてということでお話されたのかもしれませんが、そこがしっかり確認できていないと、例えば今後、同じような工事をしたときに、同じようなことが起きる可能性があると思うんですね。なので、そういったところへの今後の対応というか、そこはしっかり考えていただきたいと思うんですが、その辺の考えについて、お伺いしたいと思います。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) まずですね、今回のISベースという工法なんですけれども、いわゆるちょっと特殊な工法でして、今回の場合三次下請業者がこの特殊な工事の専門業者になっております。先ほど補足説明がございましたけれども、段階確認後というのは、一次、二次、三次下請、監理業者の立ち会いの下、アンカーボルトの位置を確認した作業です。ですから、このまま動かないでコンクリートが打設されれば、手直し工事は発生しなかったと私どもは認識しています。

ただ、今回の工法がちょっと特殊なものですから、今回元請業者さんもこの工法に対する知識がちょっと不足していたと。やったことがないということで、専門業者をもう1回確認させていただいてということで、入ってしまったという事情がございます。ということで、元請さんは入っているですよ、専門業者、三次下請ですけども、そちらは現場を確認して、チェックシートをチェックして、いや、大丈夫でしたという報告が上がってきた。ただその時に、「段階確認の数字はこうで、こういうふうに調整しました。何ミリこっちに動かしました。」といったものはなくて、「適正な位置でした。」というチェックシートのみで上がってきたということです。元請業者さんにしてみれば、専門業者が見てチェック、再度チェックして、その位置であれば妥当かなという判断となっていたということでございます。

今後につきましては、こういったところも、すべて元請業者がちゃんと関与して、現場の管理をしていきたいというふうに指導していきたいと考えています。

以上です。

(小野優委員長) 小野寺委員。

(小野寺勝委員) 小野寺です。

すみません、今の質問、回答に関して、ちょっと似たような質問になるかと思うんですが、その最終段階確認後に調整を専門である三次下請が行ったということで施工不良が発生したということでしたけれども、報告書の中にもあんまりちょっとう、細かい記載がないからなんですけれども、最終的な施工不良に至った原因としては、コンクリートを流したことによってアンカーボルトが押されて、施工不良に至ったというような認識でよろしいですか。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 小野寺委員がおっしゃるとおり、コンクリート打設したことによって押圧によって動いたということも、可能性はやっぱり捨て切れないというのはございます。

なぜかと申しますと、すべてがすべて最終確認を三次下請だけがやったということではないということがちょっと分かりまして、一応その基準となるポイントについては、元請業者と三次下請とで、一緒に最終チェックをやったという箇所がございまして、それが16箇所やったということを聞いてございます。

ただ、その16箇所やった部分についても、やはり施工不良は起きておりまして、6箇所ほど基準

値を超している部分がございましたので、その部分の6箇所については、チェックもしたけれどもやっぱり動いたということがございました。結局、アンカーボルトの固定の部分で、やっぱり若干甘かった部分があるんじゃないかということで、コンクリートを打設した時の部分での押圧、または、コンクリートですとそれからですね結構収縮が始まりますので、収縮時の部分でのちょっと戻りとかあってですね、その部分でもやはりコンクリート打設時の誤差はあったものと認識しているという形でございます。

ただ今回、60数箇所43箇所も起きたということがありますので、当然押圧だけでなく、やっぱりさっき申しました最終調整によって元請の方の、下請だけのチェックだけで通してしまったことによって、位置調整が本当に合っていたのかという部分もやっぱり否定はできないということで、こういった形で報告にさせていただいたという形でございます。

以上です。

(小野優委員長) 小野寺委員。

(小野寺勝委員) 小野寺です。

元請さんがどうしても工法に慣れていないというところで、その専門である三次下請さんが主体的に動いてしまうっていう部分は何となく、やはり業者的に言うとその方が、自分のところが専門なんだからっていう気持ちがあるっていうのは当然理解はできるんですけども。

例えばの話、この段階確認の時に、元請、下請の二次三次含めて、合わせて確認を行っているわけですけども、その際にその専門である三次下請さんも一緒に確認をしていたのであれば、その段階で例えばこの場所はちょっと調整が必要ですねとかっていうような話にはならなかったのですか。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 一応ですね、元請の方から、どうしても報告いただいて、特にその設置箇所の部分について問題がないかということで確認を取って、問題ないというような話を受けて、一応段階確認に入っている形でございまして、そういった部分につきましては、アンカーボルトの構造等につきまして問題がないということで、確認検査の方では大丈夫ということで通ったという形になってございます。報告があったという形でございます。

以上です。

(小野優委員長) 小野寺委員。

(小野寺勝委員) 小野寺です。

段階確認で、例えばそこで何か指摘があれば元請さんも、じゃあ調整がちょっと必要なのかなっていうところの認識もできるかなとは思いますが、やっぱりその辺を全体で共有するってところも大事なかなと思いますので、やはり気が付いたことは言える雰囲気っていうのはやっぱり作っていくってことも大切なのかなっていうのが1点です。

あと、再発防止対策の部分に、例えば(イ)のところに「監理者の段階確認においても(ア)と同様に実施させるよう、業務設計書に記載する。」とありますけれども、結局、その数値的なものを記載していても、今のように、例えば段階確認後に最終調整で三次下請、実際に施工に当たる業者さんが調整してしまった場合なんかは、結局ここに当てはまらない部分ですので、例えばその最終調整をした後にさらにやっぱり最終確認をする必要があるだとか、例えばその調整をした場合にもその数値の記録を残すとか、やっぱりそういう変えましたというところをしっかり明記できるようにしていく方が、より再発防止としては適当なのかなと思うんですけども、その辺の認識をお

伺いして終わりにしたいと思います。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 小野寺委員さんおっしゃるとおりですね、結局うちの方が段階確認をやっても、そのあとに入られてしまえば同じことが起きるとするのはそのとおりでございます。その部分については、きっちり段階確認後には最終調整等入らないような形のような指導等を行って、今後の再発防止をさせていきたいと思っております。

以上です。

(小野優委員長) 他にございますでしょうか。

及川委員。

(及川春樹委員長) 及川です。

今のアンカーボルトのところでまた聞きたいんですけれども、いわゆるその、最終調整を行ったということでもありますけれども、これは多分最終調整をした後にコンクリートが流れた時に、その最終調整の位置からもっとずれたっていう認識と、そもそも確認段階で、その基準値内にあったものをその基準値外での調整を行ったっていう場合とっていう見方があるかと思うんですけれども、これは実際結果としては、どっちなのか。言うなれば基準値以内に収まるための最終調整をした、目標としたけれども結果的にずれたのか、そもそもその最終調整自体がずれているのかっていうその辺がちっと見えてこない、何でその下請さんがそのような調整したのか全然見えてこないんですけれども、ちょっとお聞きしたいです。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 一応、三次下請さんの方は基準値以内に収まるような形で調整をしたというようにお話は受けてございます。

ただ、先ほど、委員さんおっしゃっているとおり、結局調整はしたものの、最後コンクリート打設によって動いてしまったというのもあるという形では考えておりますし、元々その調整自体が多少なりともずれていた可能性はなきにしもあらずなのかなということで、こういった形で回答を書かせていただいたという形でございます。

以上です。

(小野優委員長) 及川委員。

(及川春樹委員長) 及川です。

ありがとうございます。

結局、後段の説明を見ますと、何々押されて動いた可能性があるとかですね、かというところもその原因が分からないまま再発防止策っていうのを書かれていますけれども、これ、その原因が分からないのに再発防止策って成り立つのかなってちょっと思うんですが、やはりその可能性があるとかないとかじゃなくて、ちゃんとはっきりとその内容については突き止めないと、すべて推測での再発防止策にしかならないと思うんですが、これももう少しちょっと詰める必要があるんじゃないかなと思いますけれども。

ご見解を聞いて終わります。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) 先ほど私申し上げましたけれども、段階確認の後、最終調整という時に、その数値的なチェックシートが上がってきていないというのが問題だと思っています。

段階確認の時は1ミリもずれないセットで60箇所セットしてあるのか。それとも工事上許容さ

れる範囲で、ミリ単位ですけれども、それで設置されているのかとか。そういうのを最終調整をする際は、段階確認でやったこの位置を何ミリこっちにずらしました、というような最終チェック報告が必要だということで、数字的根拠書類や施工マニュアルを提出させるというふうな対策をしていきたいと考えています。

以上でございます。

(小野優委員長) 及川委員。

(及川春樹委員長) ありがとうございます。

そうすると、それらのチェックシートを作った後に、再度、施工後はもう一回ダブルチェックのような形で数字を測るというような認識でよろしいでしょうか。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) いずれにしても打設の直前の数字を把握することが大事だと考えております。その数字を把握さえしていれば、打設後にじゃあ何ミリずれたんだとか、そういった原因の究明にもつながると思いますので、そのように施工管理を徹底してまいりたいと思います。

(小野優委員長) ここで休憩を取ります。2時45分まで休憩を取ります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(小野優委員長) それでは再開します。

(小野優委員長) 佐藤美雪委員。

(佐藤美雪委員) 佐藤です。

今話題になっておりました最終段階、最終調整の部分で、質問をさせていただきます。

資料で言うところの6ページに、組織的な品質管理の問題という質問の1番目のところですね、その3行目のところに、「元請は書面での報告を下請へ求めたが」の次です。「製品メーカーと三次下請との責任施工の取り決めにより」とあります。ここはどのような取り決めがあったか分かっておられるでしょうか。

お伺いします。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) ちょっと内容部分がちょっと難しい部分ですけれども、代理店としての何か取り決めがあるようで、そういった部分ですね、後日という話になったというような状況でございます。

以上です。

(小野優委員長) 佐藤委員。

(佐藤美雪委員) そこが結構重要じゃないかなと思っております。やっぱりこのまず三次下請さんはやっぱり専門業者で、国、大臣認可が下りている業者さんということだったので、この後日の報告書としての提出によって、やっぱりここで、その後にコンクリート打設をして、施工不良が生じているわけなので、ここ本当に重要じゃないかなと思って見ておりました。

もしかすると、三次下請さんはその専門業者であるっていう、信頼感といいますか、そこに何かこう元請さんもよりどこを求めてしまったとか安心してしまったのではないかなという、ちょっと推測がされるんですが、この三次下請さんの、本当に、ちょっとこの結果からすると、本当にずさんな最終調整だったとちょっと思わざるを得ないんですが、この三次下請さんの実績とか、この業者さんを選定したっていう経緯。分かる範囲、どういう経緯で選定されているのか、または

実績があるのか伺います。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 三次下請さんなんですけれども、ちょっと施工実績についてはあるというとは思ってございますけれども、一応北東北でのその大臣認定を取っているその業者さんが、この業者さんだけだったということで、選定されたと聞いてございます。

以上です。

(小野優委員長) 佐藤委員。

(佐藤美雪委員) この北東北でこの業者さんしかないっていうことだったのですけれども、ちょっと、やはりその、業者さんの実績についても、選定に当たってはしっかり調べなければいけないんじゃないかなということがありますし、やっぱり結果的にアンカーボルトがずれている。これ、専門、そういう建設業者さんから言わせると、押されて数ミリ動く分には芯ずれ、押されてずれるっていうことはあるかもしれないけれども、こんなに43箇所、しかも数ミリどころでないずれが生じるってというのが考えられないという業者さんからの声もやはりありますので、やはりその点本当に、この三次下請さん、下請の皆さんの責任は本当に重いのだろうと思いますし、やはりこの工程写真、その下の質問の部分にも関わるんですが、やはりその都度の工程写真、いろんな、あらゆる現場で証拠というか、今の進行状況をチェックするためにもこれはやられていることだと思いますので、こういう施工記録だったり写真とか、そういうのは本当に必要であると思います。

これからの再発防止策の中にもありますけれども、その点しっかり行っていくべきではないかと思っておりますけれども、その点について伺って終わります。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) 今回の専門業者、三次下請ということで、二次下請業者から三次下請業者を紹介されたというような流れでございます。二次下請業者さんは、建設業もできるんですけれども、いわゆる商社が入っておりまして、過去の実績ですとかそういった面で三次下請業者さんを紹介したと感じております。今回の三次下請業者、先ほど都市計画課長が申し上げましたが、北東北で営業を行っているということで、もちろん実績の方はあると聞いております。

ただですね、今回やはり、元請さんが下請業者さん、特にこの三次下請の、いわゆる専門業者と言われる業者を信用しすぎたというか、元請の本来の責任である、施工管理、品質管理の部分で、もう少し踏み込んで工事の方、徹底していればある程度防げた問題ではないかなと認識しておりますので、今後の再発防止策の中でもあります、やはり数字は嘘をつきませんので、数字によるチェック、数字による確認等々を、今後仕様書ですとかそういったものに条件を付けて、今後ずっとこういったことがないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(小野優委員長) 千葉敦委員。

(千葉敦委員) 7ページになるんですけれども、⑩の工期・工程管理の妥当性の点で伺いたいんですけれども、この中で工期延長の判断の遅れがあるんじゃないかという質問の中で、「工期内に遅れを取り戻せる」と判断した合理的根拠ということだったんですが、回答として年度内完成が可能と判断したと。工程会議の中でそういう判断したということですが、何かこの2行で確認はもうちょっと説明が、いつの会議なのかとかそういったところがちょっと分かりかねましたのでお願いしたいですし、結局、その次のところにあるように12月、12月下旬とありますが、結局工期の延長に、その後の会議、また工程会議だと思うんですけれども、工期の延長の見通しとなっ

た、12月ですけれども、なったという、12月の前の最初の判断と、ここの12月の判断。この兼ね合いといいますか経過がこれだけで分かりづらいので、もう少し説明いただければと思います。

(小野優委員長) 佐藤教育総務課長。

(佐藤由雄教育総務課長) この、期間ですね、是正工事後の工程会議ということで、隔週で行っております工程会議の中で、何とか期間短縮できないかということで、打ち合わせしながら工事を進めてきたんですけれども、結果的に12月の段階でもう本当に無理だねっていうことで、延長の判断をするという形になってございます。

今回、こういった是正工事後に、人員を増やして、土日でも工事ができるようにということで、努力はしてまいった中で、今回12月のところでもうここで終わりということで判断をしたものでございます。

以上です。

(小野優委員長) 千葉委員。

(千葉敦委員) それに関連するんですけれども、4ページの⑥の経過・情報共有・議会対応というところで、どう我々の私達の方とすれば議会報告が遅れた理由、5ページに移りますけれども、その回答といいますか、是正工事後の工期について未確定な部分が多かったと、なのでその確定してから議会に報告したということだったんですけれども、12月の会議の前にもう、工程会議全体とすれば遅れがもう、遅れる可能性がかなり高くなっているといった時点で、1月の議会報告ではなく、もっと前の報告であったり、やはりそういった点が欲しかったんじゃないかなと思いますが、あらためて伺います。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) その点につきましては、これまでも全員協議会等で色々ご指摘をいただいております。今になって振り返れば、確かにおっしゃるとおり遅かった、タイミングを間違えたというのは事実でございます。ですので、その点については申し訳ないと思っておりますし、今後このようなことがないようにというのが、今の私どもの気持ちでございます。

いずれしかるべき時期にしかるべき報告を、と。すべての材料がそろってから報告すべきだというのがそもそもあったことですので、今回のケースを反省いたしまして、今後、議会への報告のあり方について、きちんとその都度その都度判断してまいりたいと考えております。

(小野優委員長) 及川佐委員。

(及川佐副委員長) ちょっと基本的なことでお伺いしたいんですが、I Sベースという製品について、報告書が出ているやつに書いてあるんですけれども、「I Sベースという製品についてコンクリート打設の影響を受けてアンカーボルトが動くという認識がされなかった。」と。こういう文章が報告書に出ているんですが、そのI Sベースの製品というのは、メリットとデメリット、リスクも含めて、どのように認識しているのか、これをまずお伺いしたいんです。

あるいは、特許の認識性とかあるいは業者がどのように認識しているか、これについてまずお伺いします。

(小野優委員長) 千田都市計画課建築係長。

(千田修一都市計画課建築係長) 先ほどの質問についてお答えいたします。

まず、メリットデメリットについてです。

メリットにつきましては、今回、アンカーボルトを使う鉄骨の建物になっておりまして、構造計算を伴う建物になっております。建物の中の空間も幅広く取らないといけないということで、柱も

空間の中に何本も立てられないというところもありまして、構造上、耐力が確保できるアンカーボルトを選定するというところが設計段階でございました。その際に、在来っていいですか一般的に流通している鉄筋、アンカーボルトを使って建てるようになりますと、構造計算が困難であること、コストがかかることというところから、国土交通大臣の認定を取っている材料を選定して、コストを抑えると。あと、構造計算も容易にできる、施工もしやすくなるというようなところをメリットとして捉えたところでございます。

反対にですね、デメリットといたしましては、今回の結果にも至るところですけれども、やはり責任施工というところの過信といいですか、そのところで、下請業者を信じてしまうというところで、すべてその他の下請業者、元請業者も、「おそらく大丈夫であるだろう。認定を取っている業者であるから。」というようなところで過信をしていたということがデメリットということでございます。

今後の対策としましては、そのあたりの過信をせずに、各社、監理者、発注者も、数値的根拠を確認していくとともに、安全を再確認、ダブルチェック、トリプルチェックをしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

(小野優委員長) 及川委員。

(及川佐副委員長) 話を聞くとですね、リスクは承知していなかったと聞こえるんですが。元請も含めて、当局もこの工法はいいものだ。納期も短いし、費用も多分安いのかな、早いということ、今おっしゃっているとおりなんです。リスクはかなり付き物ですけれども、今の経過から含めると元請もご承知なかったし、もちろん当局も分からなかったというふうに、これ次の責任問題に関わってくるので。元請の提案自身もそうするとリスクを知らずに提案したという可能性もあるわけですね。当局もそれを鵜呑みにしたとも考えられないことはない。ですからこの文章のように、認識が不足していたということの文章を見ると、業者の間でも、第三次下請しか分からなかったんじゃないかと。そういうものを使ってしまったっていうこの責任も含めて、今後大きな問題があると思うんですが、リスクに関しては十分理解できなかったと元請から聞いても承知なかったと、当局もそう思っていたと、こういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) まず、このISベースという工法ですけれども、発注段階の設計、積算ではなく設計段階で、この工法を設計コンサルから勧められているということで、発注自体もこのISベースで、実は発注しております。絵的にはですね。

その利点につきましては先ほどご説明したとおりですけれども、ではデメリットにおける、動くか動かないかということでもありますけれども、基本的にしっかり固定していれば動かないはず。今回の施工時点も、元請さんは三次下請に、これ大丈夫、動かないのっていうような質問、やりとりはありました。三次は動きませんという回答をしたそうです。

蓋を開けてみればですね、こういった結果になってしまっているんですけども、そういった意味でも、やはり国交省認定工法であろうとやはり弱点はあるんだっていうのは我々も今回改めて認識したところでございますので、専門業者だからっていう安心に頼ることなく、きちっとですね、その辺はしっかり固定しているものなのか、本当に動かないのか、そういった実績が、本当に動いた実績がないのかとか、そういったものを、新しい工法を使うときは今後きっちりと検討して反映していきたいと思っております。

(小野優委員長) 及川委員。

(及川佐副委員長) 終わってからの今後のことはいいですよ。それは、なるべく今後はそうしてほしいんですが、今回責任の問題に関わる問題なので、それを鵜呑みにするでいいのかと。

これ見るとやっぱり、当然リスクがあったと思うべきだし、それは事前に知るべきことの責任があったはずですね。元請自身にもそのように、今の先ほどの話の、元請の発注その責任があるというような発言もあったやに今聞こえましたが、ということは、その提案したその元請がよく分かっていない、リスクも分かっていない形で提案をなさったと思わざるを得ないんですね。それを発注者側の、当局もそういう責任があったというふうになるので。

今後の問題は別なんですよ。今後は、市のおっしゃるようになりますね、十分に検討するあるいは第三次下請だけの話を聞いて鵜呑みにするんじゃないと、これはそのとおりなんですけれども、責任問題からいうとその辺が、いずれ元請なり当局がまだそういうこと知らずにお任せしたっていう責任はあるんじゃないでしょうか。

いかがでしょうか。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) 責任はないとは認識していません。あると感じております。

今回そのISベースというのは、実は2つの工法が選択できます。基礎の高さが高い場合は、高い場合と低い場合、低い場合は下に墨出しをしたコンクリートの上に据え付けるという工法です。高くなる場合は、高さ、上の方で固定してぶら下げるとような工程方法が実は二通りございます。

今回は、設計コンサルからの図面、もしくは我々の認識としても、下に置いて固定すれば動かないというような認識でありました。

今回の基礎の高さはですね、そのちょうどなんていうんでしょう、微妙な高さと言いますか、どちらつかずの高さで、アンカーであるっていうのがやはり経済的にも一番下に置いたほうが安いので、そういったものを採用したところでございます。

委員ご指摘のとおり、責任があるのではないかと言いますと、あると認識しています。

以上です。

(小野優委員長) 佐々木友美子委員。

(佐々木友美子委員) 佐々木です。

8ページの最後の情報開示と報告の徹底の所でお尋ねするんですけれども、施工不良に関する業者からの報告書については、開示請求の手続きに従って公表するとあるんですけれども、その下の行政側の策定状況の所で、対策を検討するということまでしか書いていないんですが、この一連の行政側の報告のようなものは、市民への公表っていうのはどのように考えているかということ。

それから、そのめどですね。いつ頃なのか、業者の公表もいつ頃なのか。

なぜかと言いますと、やはり今回3億円というお金が、国から入ってこないっていうことで、起債とか何とかっては言っても、前のページにも書いてありますように、いわゆるこの3億円があれば、別な奥州市の事業に充てられるべきお金がそれに使えなくなったっていうことでありますと、臨時議会のこの補正予算の討論でも同僚議員がお話しされたようにですね、個人の家であれば、何でもこっちで払わなきゃいけないのよっていうような気持ちになる中身であって、そういうお金がありませんってなったら、その後の生活ができるのかっていうような話にもなる。例えば、自宅の建築とかに例えればですね。そういう市民感情はそういうところにあると思うので、その3億円がそうい

うふう他に使えなくなったっていうようなことも含めると、業者の情報開示だけでなく、行政側の再発防止策だけではなくて、その3億円に対する物の考え方とか今後の事業への影響とかも、やはり市民の皆さんに説明する必要性はあるんじゃないかと思うんですが、その報告等については、どのように考えられているかということをお尋ねします。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) 情報開示についてのご質問いただきました。

まず1つ目の、情報開示請求の手続きに従って公表するということについて補足でございますが、例えばこういった委員会の方から求められた時には、当然資料としてご提出はいたしますが、例えば議員さん個人からの請求であったり市民からという時には、一般的にはただ、ただ昔のようにコピーをお渡しするのではなくて、やはり情報開示請求という手続きに則ってやらせていただくというのが1つ目の説明でございます。

それから、その2つ目の独自調査、それから再発防止策の策定状況。これにつきましては、しかるべき時期には当然公表すべきものと考えております。これは従前から、全員協議会、議会の中でも申し上げてきたとおりではございます。

ただ、その独自調査に関してなんですが、こちらの回答全体の中にも入れてはございますが、当然今回事業者への、その交付金に絡む損害賠償請求を今弁護士に相談している最中でございます。その中で、そういった情報を、果たして外に出せるかとなりますと、それについてはちょっと弁護士と相談中、相談している中では、やはり係争に係ることは控えていただきたいと逆に注文いただいております。

そことのちょっと兼ね合いがございますので、いつに、いつそれを全体的に出せるかどうかというところについては、現時点で大変申し訳ございませんが申し上げられない状況です。ただ何らかのやっぱり再発防止策についても、調査が完了次第早急に策定して、まず議員の皆様にも、市民の皆様にもお知らせしたいと考えております。

以上です。

(小野優委員長) 飯坂委員。

(飯坂一也委員) 今後の財政面で、1点だけお伺いしたいんですが、8ページに⑪教育委員会の監督責任があって、「今後、建築事業等を発注する際は、国の財源（繰越予算が配分された場合）に注意し」、これはまず当然1つあるわけでありましたが、今回起きるはずのないことが起きた時の、これはまさにリスクマネジメントという観点で考えた時に、このような財政面でのリスクマネジメントと思った時に、何かこの、何らかの手だてを今後、今後のためには必要んじゃないかということを思いますが、このあたりも今回を契機にちょっと探ってもらえないかなと思っています。

いかがでしょうか。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) 飯坂委員さんからのご質問で、その財源のところですね、きちんと手だてをすべきではないかと。今回、私どもそこは非常に痛感したところでございます。自治体につきましてはやはり多くの国庫補助金等使わせていただいて、活用して事業しているのが多いです。

今後、こういったリスクは、当然今後も抱えるというのはあります。今回はたまたまそれが露呈した、露呈したというか、起こってしまったということで、これに対しては非常に私どもも注意が必要だということで、改めて気が引き締まる思いでございます。これにつきましては、その手だてというのをどのようにすべきかというのは、今、仕様書であったり契約であったりいろんな観点か

ら、ちょっと考えはしております。要は、口頭で受注者にこうしてくださいねってだけではいけないだろうと。ただ、どこまで受注者に対して制約がかけられるものかというところも含めながら、これについてもちょっと実は弁護士さんとも契約条項に盛り込めるのかという点も踏まえて、ご相談はしているところでございますので、いずれ今回の件を受けて何らかの手立ては講じたいということと考えております。ご提言ありがとうございます。

(小野優委員長) 小野寺委員。

(小野寺勝委員) すいません、先ほどの佐藤委員からの質問に関連して、業者選定についてちょっとお聞きしたいんですけれども、今回この西給食センター、本来はプロポーザル方式で選定ということで行っていたところ、うまくいかなかったということで指名競争入札でっていうことで行われているようなんですけれども、設計がI Sベース工法で設計されていて、その入札業者選定する際に、工法、今回の元請さんは、I Sベース工法の実績がなく、経験がないというところでしたけれども、例えば他のI Sベース工法に慣れているというか実績のある業者さん等はなかったのかというところをお聞きしたいんですが。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) I Sベース工法の実績という部分ですね、以前ちょっと市内の業者さんがあるかどうかというところまでは、うちの方でまだちょっと認識しておりませんで、基本的には、市内で初めてI Sベースを今回使ったという形ですので、多分市内の業者さんもそこまであるかなという形で、県内でも、実績については令和5年で4件か5件程度は県内でもやっているっていうんですけれども、多分民間ベースに近い形になっていますので、必ずそういった部分で、市内業者がちょっと参画しているかというのはちょっとまだ認識しているところではございませんので、申し訳ございませんけれどもこういった答えになってしまいます。

以上でございます。

(小野優委員長) 小野寺委員。

(小野寺勝委員) ありがとうございます。

なかなか施工件数も少ないというところで、経験がなかなかできないというところは、仕方がないのかなという部分はあるんです。

今のこの技術も色々こう進んでいる中で、今後も色々新しい技術等が導入されて、そういったものを採用して建築にあたるということも十分考えられますので、そういった経験が少ない業者さんが、どうしても元請としてお願いするっていうケースも出てくるかと思いますので、やはり、であるからこそ、例えば経験のある三次下請に信頼してお任せするということではなくて、やはり数値的なものであったり、工程的なもの、例えば写真を残すだとか、そういった確実にみんなでダブルチェック、トリプルチェックでミスを少なく、起きないようにしていくっていうような対策が必要になってくるかと思います。ぜひともこの、今回の西給食センターのことだけではなくて、やはりこの今後のことも考えて、しっかりと契約の、契約書の作り方であったり、例えば工程の工事の監理の仕方であったりというところの市当局としての関わり方というものもしっかりと検討していただければいいのかなと思いますので、その辺のお伺いをして終わりにしたいと思います。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) ご意見大変ありがとうございます。

全くそのとおりであると認識しているところでございます。国交省の最近の動向ですけれども、新技術を積極的に活用しなさいというスタイルであります。特にも土木工事においてはですね、在

来工法ではなく、新技術をどんどん活用検討をなさいと。逆に検討するという文言がないと補助金が下りないとか、そういったところまで制約が今かかっているところでございます。

ただ、我々としてはですね、新技術大変いいんですけど、高ければちょっと困るなというのがありまして、実績をこなさないと新技術もやはり安くならないという、数とあれの原理ですね、そういったものもあります。

今回はですね、多少施工実績はこの辺でもあるよというのを掴んでいましたけれども、委員ご指摘のとおり、元請さんにもう少ししっかりした教育、現場入る場合にはですね、新規入場者教育というのをします。これは元請業者さんが下請業者さんを現場に入れる場合に教育をするわけです。今現在こういった工程でこういう段階に入っています、ここのエリアは危ないですとか、こういった施工管理をしていきます、とか。そういったものを今回も一応やってはいたんですけども、委員ご指摘のとおりやはり専門業者というネームバリューっていうか、そちらに負けてちょっと任せてしまったっていうのは、多少なりともあるかと思います。

その辺に関してはですね、先ほどの今後の対策にも触れましたけれども、積極的に元請が関わってですね、施工管理、品質管理、工程管理の方をしっかりとできるように、今後検討させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(小野優委員長) 宍戸委員。

(宍戸直美委員) 宍戸です。

何点かお伺いさせていただきたいんですけども、今日質問していいということをちょっと認識していなかったのもので、質問がちょっとまとまらなかったならば、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

まず1点目なんですけれども、補助金の交付金に当たって、完成のおしりっていうものは補助金によって、市の方々はそれを把握した上で事業を遂行していると一般的には捉えるのですが、その補助金の活用についてのルールを知らなかったっていうことの理解でよろしいのか、もう一度、その点についてお聞きしたいと思います。

あと、事故繰越についてなんですけれども、事故繰越ということは何なのかっていうのをChat GPTとかで調べますと、簡単に施工不良というものはそこに該当しないっていうのは一般的にも分かるようなものなんですけれども、国の方でも避けがたい事項には該当しないとされていますが、市の方々はそれも分からなくて、ここまで議会の方に説明をしなかったのか、もう一度その点についてお伺いしたいと思います。

そして、顧問弁護士さんの件なんですけれども、顧問弁護士さんの判断で何かすべてが決まっているような気がするんですけども、弁護士さんが、賠償請求しないって言えない、賠償請求すると言えばするというような、何となくすべてが顧問弁護士さんに委ねられているような気がしますけれども、セカンドオピニオンっていうような考えがなかったのか、お伺いいたします。

あとですね、建設業界の方からもこの西給食センターの今回の施工ミスについて、様々なご意見が出ているんですけども、受注者の経営陣に元国交省の幹部の方がいらっしゃるというような情報がもう既に広まっているような状態なんですけれども、そういったことであっても、今回の事故というものが、必ずしもその事故繰越に当たらなかったのかとか、補助金についての期限が知らなかったということについて、そういった事実確認を受注者と一緒にしてこなかったのか、その点について、本当に受注者がそこを知らなかったのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

以上4点についてお伺いいたします。

(小野優委員長) 佐藤教育総務課長。

(佐藤由雄教育総務課長) お答えいたします。

まず1つ目の交付金のルールということでございますけれども、これは当然ルールは承知しております、令和7年4月に内示を受けたときに、今回は令和6年度の、繰越予算ですよということで、年度内完工が義務づけられているということは認識してございました。

それと、次の事故繰越の件ですけれども、内容は、そのとおり調べれば分かるものでございますけれども、第一報の県への報告の際に、そこから国から返ってきた返事としましては、まず、事故繰越の手続きを検討するようと言われておりまして、つきまして、事故繰越で事務を進めてきたという形になります。

それから3つ目の弁護士の方です。判断を全部弁護士の言うとおりにしているんじゃないかということですが、やはり裁判となりますと、こちら専門家ですので、我々ではなかなか分からないということがございました。セカンドオピニオンということでございましたけれどもちょっと我々の方では顧問弁護士という方をお願いしていますので、まずその方のお話を聞くということで進めてまいりました。

以上でございます。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) それでは4点目の、経営陣に元国交省の幹部がいる、というお話になりますが、今回の受注者に限らず、市が大方の事業で国庫補助金を使っているということは、大体の事業者は了解しているものとは思っております。ただ、そのための期限がいつまでとか、そういったところは市からお話ししないと分からないであろうということで、今回報告書の①のところでも記載させていただいておりますが、私どもの方では、7年4月に、交付がいただけるということ、それからそれが繰越予算であること、ということを確認しましてこちらは事業者にも周知をしているところでございます。

ただ、残念ながら契約書の中にその事項は盛り込んでいないということで、当初、損害賠償請求を断念するということにいたしました。現在、別なやり方で、何かできないかということで弁護士に相談中、というのが実態でございます。

(小野優委員長) 宍戸委員。

(宍戸直美委員) ありがとうございます。

そうしますと、今はその726万円の賠償請求をしていますけれども、約3億円についての賠償請求についても今後考えられていくと、そういう理解でよろしいのか、その点をもう一度お伺いしたいです。

あと第三者委員会的なものの考えについてなんですけれども、やはり今回の件、外部の意見を、もっと聞いて最終的にどのようなことが至ったのかということについては把握すべきなのではないかなと思っていて、今までの説明を聞きますと、記録がないといったような状態がありますので、通常こういう建設業務って日報っていうものは、提出っていうものの義務というものが求められているような気がするんですけれども、今回その日報の提出もございませんので、もう少しやっぱりその、隠れたグレーの部分で、内部だけではなくて、外部の方も交えてちゃんと、専門家じゃないとやはり分からないところとかもあるのかなと思いますので、その第三者委員会についてももう一度、第三者の検証も踏まえて、この工事について検証すべきだと思いますが、その点についてもお伺いし

ます。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) まず1つ目の3億円、不交付となった3億円分についても、請求するのかがというご質問につきましては、請求する、しない、のところを今、弁護士に相談中というところでご承知置きいただければと思います。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) それでは2点目の第三者委員会的な検証という項目についてですけども、答弁書といたしますか、こちらの7番の検証再発防止の方にも記述させていただいていますけれども、現時点では検証を依頼する機関の存在が確認できていないということと、今後県など、関係機関に相談しながら、可能性を追求してまいりたいとは思っております。

その第三者検証する場合にですね、何を論点にするかなんですが、あくまでも施工不良に関する第三者検証なのか。交付金がいただけない、そういった契約上、そういったものの検証なのか。そういったものもちょっと題材としては揉んでいくべきかなとは思っております。

以上です。

(小野優委員長) 宍戸委員。

(宍戸直美委員) ありがとうございます。

最後に1点だけお伺いしたいんですけれども、臨時会で私が質問した際の、当初は顧問弁護士の見解としては特別な事情により賠償請求は困難とされていましたが、現在は請求を行う方向へと変更されているようなご答弁がありまして、最終的には今は、臨時会の方の議事録を見ていただくと分かるんですけれども、私も、ちょっと今急いで議事録の方見ているんですけれども、やはり、より良い方向に公益にかなうような方向にその判断を変更させていただいたと、賠償請求は行っていくというような方向で示されましたので、やはり顧問弁護士さんと話し合っていて、やはり3億円についても、賠償請求をやはりしていくという方が、強い気持ちで考えていただきたいと思います。

そして、もしも賠償請求をしないとなりましたら、やはりセカンドオピニオンなどして、もう1つの段階を踏んでいかないと、到底市民に納得できるような回答ではないのかなと思いますので、その点についてお願いして、答弁をいただいて終わりたいと思います。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) ご提言ありがとうございます。

臨時議会で申し上げたとおり、その方向で検討するということで今相談をさせていただいている、ということをご承知おきいただければと思います。後は、一応、金額につきましては、合併特例債の活用により、実質的に一般財源として負担されるのは1億3,700万円というところになりますので、もし、損害賠償を請求となった場合にはこの金額をベースに算定していくということになるであろうということで今現在話としては相談の中ではそういう話も出ております。

以上でございます。

(小野優委員長) 千田委員。

(千田美津子委員) ありがとうございます。

2つあるんですけれども、1つは、先ほど及川委員がお話しされたISベースについてです。

私、臨時議会のときもお話しましたが、いろんな特性やら、メリットデメリットがある。それを知らなかったっていうのがかなり大きいなと思うんですけれども、でも先ほどの都市整備部長の答

弁の中で、基本的にしっかり固定されていれば、動かないものだ。それから、第二次下請さんが、第三次の下請に対して、大丈夫なのかって聞いたときに、動かないと言われたと。

やっぱり私はI Sベースの特性とか、打設後の動いたってこと以前の問題ではないかなと思うんですね。ですからこの点、どなたかもしましたが、やっぱりきちんとしていく。でないと本当にこれからの様々なそういう工法の選定も含めてですね。私は大変なことになるんじゃないかなと思いますので、でないか、だろうっていう結論ではなくて、やっぱりしっかりその辺は精査をしていく。それは私たち議会でも必要だと思いますが、市当局は発注者側としても、その辺のところをしっかりと解明していく努力が私は必要じゃないかなとひとつは思います。

それからもう1つは、補助金の性格で、本当に、全国の市町村からも、文科省に対して、前年の繰越予算の配分ではなくて、しっかり手だてしてもらいたいと、いわばそういうことが、もう大きな原因の1つになっているわけですね。ですから、予算をもらったからいいではなくて、やっぱりそういう部分では、議会もどうしてもきちんとそういうのは要望していかなきゃなんないんですが、やっぱりきちんと手だてを、予算措置をさせると。前年度繰越もらったからいいではなくて、岩手県の事業がすべて国の繰越予算で対応だったと1ページに書かれていますけれども。それは本当に今いろんな不確定要素、不安要素が社会的にある中で、これはどれが特別な事由に当たるとか、そういうことではない大きな問題があると思うので、そもそもの予算措置の部分で、もっとしっかりこう、行政としても要望していく。これが私は再発を防ぐというか、その1つの要素でもあるのかなと思いますので、その点お聞きをしたいと思います。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) 原因究明について、大変ご心配をおかけして申し訳ございません。

確かに、今回は打設後に動いた可能性という記述でちょっと留めてはありますが、動いたんであろうと管理者としては思っております。

昨日、実は建設業協会の総会にお呼ばれしまして、私喫煙するものですから、喫煙所で某社長さんともお会いしたんですが、いろいろご迷惑をおかけしますということをおかれまして、実際どうなんだろうかねなんて話をしたら、他の施工をした業者さん、業者さん同士の付き合いがあると思うんですけれども。そこでは多少やっぱり動く。ただ、基準値外まで動くかっていうのはちょっとあれですけども、やはり動きやすいようです、そんな話は聞きます、なんていう話を夕べ聞きました。

やはり、ちょっと繰り返しになりますけれども、やはり数値的にちゃんと押さえて、施工後、検査後はもう一切手を出さないような指導、打設前にはちゃんと数字を押さえて打設後は何ミリ動いてますねとか、そういったものをきちんと押さえて、責任の所在、そしてそういったものを、皆様にご迷惑をかけないような、心配かけないような施工に心がけていきたいと思います。申し訳ございませんでした。

以上です。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) それでは2点目の補助金の件につきましてです。結果として不交付とはなりました。私どもも正直な話、これが現年度予算であればという思いは、ほぼほぼその気持ちでいっぱいでした。それについてもあわせて県を通じて国にはお話はさせていただいております。

もちろん、工期延長がなければ、普通にもらえたというのはそのとおりですが、もう1つとしてはやはり、この予算措置の在り方については、私どもも疑問を持っておりますので、ぜひ議会の皆

様にもご協力いただきながら、国へは強く要望していきたいと考えております。

ご協力お願いいたします。

(小野優委員長) 千田委員。

(千田美津子委員) ありがとうございます。

私も夕べ建設業界の懇親会に出まして、ちょっと私は別なふうに言われたんですね。ある社長さんから、いや数ミリ動くっていうのはあるけれども、写真で見るように何センチも、しかも、40数箇所も動く、6割以上の箇所があんなに動くっていうのはあるもんかって。ありえないって断定しながら言われました。その方はI Sベースに詳しいとは言えないと思うんですけども、やっぱり本来ありえないこととしか思えないですよ。

ですから、やはり特性としてそういうことはあったにしても、やはり、そこら辺をきちんと正していく、あるいは、事業者、大臣認可がおりている専門業者だからってということで、元請もみんなこう、曖昧っていうか甘くなったのかもしれませんが、やはりそのことで、とんでもないことが起きているっていう現実には本当にあったわけですから、これをしっかりと次に生かすような取組にしていかなければ、私は大変なことになりかねないと思っていますので、本当にやった人は経験も資格もある人だったんだべかと。事業者は大臣認可が下りている事業者かもしれませんが、施工した人は本当に、まさか素人ではないよねって思うわけですが、そういったことも含めて、どういう形でこういうふうになったのか、やっぱり究明できるようなところまで私は発注者としてやっていくことが大事かなと思いますので、その点を伺って終わります。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) 今回の施工不良によりですね、補助金がいただけないというような工程の遅れを発生したところに関しましては、工事担当課として、非常に責任を痛感しているところでございます。

二度とこのようなことがないように、やはり元請の管理強化ですとか、今回の場合施工管理も、外注に委託はしていたところではございますが、とはいえ、やはり、こちらの担当職員の方にも、もう少し施工管理に注意を払うですとか、あとは工法的な理解を深め、もう少し、施工実績ですとか留意点ですとか、そういったものを元請、発注者、下請の間で共有しながら、ではこの方法で注意すべき点はどこなのかということとか、そういったものを共有しながら、今後の公共工事に、進めていきたいと考えております。

よろしくお願いします。

(小野優委員長) 高橋晋委員。

(高橋晋委員長) 高橋晋です。

我々議会とすれば再発防止というのがまず一番だなという気持ちではおります。

そういう観点から例えば今回この建物を建てるってなったときに、今日も3つの部署からいらしていただいて説明をいただいているんですけども、どこまでが誰の管轄だとか、元請というかその建物は教育委員会の管理する建物なので教育委員会さんなんでしょうけれども、実際には都市整備部さんもいらしてらるんですが、工事業者さんと、どこまで、どこが、もう誰が、私も本当に詳しくないので、教育委員会さんがその建設業者さんとどこまで踏み込んで話をするのか。どこからが都市整備部さんが担当しているのか。そういう境目がよく分からないんですけども。そういう縦割りの部分から連絡不足とか報告とか、そういうのがうまくいなくて、こういうことが起きているということは考えられないのかなと思うんですけども、そこら辺を教えていただけ

ればと思います。

それからもう1つですけれども、先ほど同僚議員からの質問の中に、顧問弁護士に今相談していて請求可能かの助言をいただいて、損害賠償請求を行うか検討しているということですが、さらに顧問弁護士だけじゃなくて、他にもセカンドオピニオンというなお話がありましたけれども、そういうところが先ほど見当たらないという答弁もいただきましたが、私が聞いたところによりますと、岩手県に建設工事紛争審査会というところがあって、何か起きたときにはこういうところに相談しているということもお聞きしましたし、さらにその関係で盛岡には詳しい弁護士さんもいらっしゃるというお話も伺っております。

なので、議員としてどこまで踏み込めばいいのか私もよく分からないんですけれども、ただ役所的にその裁判をすとか、何かそういう部分ではこういう方々もいらっしゃったりこういう組織もあると聞きますので、そこら辺との関係というのはどういうふうに考えるのかお聞きしたいと思います。

(小野優委員長) 佐藤教育総務課長。

(佐藤由雄教育総務課長) ではお答えいたします。

まず1点目の、我々教育委員会、そして都市整備部、あとは業者との会合の場ということなんですけれども、先ほど申し上げました隔週の2週間に1回の工程会議というところで、教育委員会、あとは都市整備部、それと業者、今回で言えば建築であるとか、機械設備、あとは監理業者も入りますの工程会議を行っておりまして、その中で必要な事項は、連絡、情報共有しているということになります。我々の担当職員の方も出ております。

2点目の岩手県の紛争の審査会でございますけれども、最初、そちらの方をお願いをしようかなと考えていたんですが、弁護士の方から、今回の件は建築紛争ではないと。例えば出来上がったものに不具合があるとか、お金を払ってくれないとか、そういったものに関してはこの審査会にやるんですけれども、今回の報告書にも挙げているとおり、この契約でできる分の請求はまず800円だとか。あとは別途覚書を締結して、726万円までは請求できましたけれども。といったことで、今回1億3,700万円になるかどうかはまだ分かりませんが、これはもう普通の裁判ですよと弁護士の方からお話をいただいていたので、対応を進めていきたいと考えております。以上です。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 1つ目の一応建物を建てる際の、教育委員会さんと都市整備部との関わりの部分はこういった部分に違いがあるのかという部分でのちょっと補足になりますけれども、基本的に総合的なその事業の総括の全体の部分では、やっぱり教育委員会という形になりまして、建物を建築するための、そういった技術的な部分でのお金の積算とか物を作るための技術的な部分で工事管理をするという部分で、都市整備部が受けているという形でございます。

基本的には工事一般的に技術的な部分はうちの方で見て、あと仕上がってそれを教育委員会の方に移管じゃないですけれども、引き渡すという形になってまいりますので、基本的には工程会議につきましては都市整備部と教育委員会で一緒に出て、状況の方を確認するというパターンもございますし、あと建物をつくるだけじゃなくて、結局近隣の住民の皆さんのやっぱり騒音とかそういった対応も出てまいりますので、そういった障害の部分については、教育委員会さんの方で直接対応していただくというような形で、そこら辺の役割分担を決めながら、そういった形の大きな建築物については実施をしているという状況でございます。

以上です。

(小野優委員長) 及川春樹委員。

(及川春樹委員長) 及川です。

施工不良に係る報告書というのがいわゆる現場代理人の方から出されているんですけれども、これを読みますと、チェックシートがなかったとかあとはヒューマンエラーが重なった、認識不足、確認不足があって今回に至ったという話がありまして、是正方法としてはいわゆるアンカーボルトの位置修正の他に、施工体制の改善っていうのが挙げられていまして。ちょっと当局に聞いてよろしいかちょっと分かんないんですけれども、結局増員して対応するっていうような報告書になっていきますけれども、これどのように理解したらいいかちょっと分からなくて、もともと人がいなくて管理ができなかった状況なのか、それともＪＶだと思えるんですけれどもそもそも管理監督できなかったものだったのかっていうのは、当局としてどのように判断したのかっていうのをお聞きしたいと思います。

(小野優委員長) 千田係長。

(千田修一都市計画課建築係長) 先ほどの質問について答弁いたします。

増員につきましては、当初の管理体制としては元請からは整っていたという回答は受けております。ただし今回の施工不良に伴いまして、是正工事を幾らかでも早く短縮させたいと。幾らかでも工期を、早く完成に導きたいというところから、現場の体制を強化したいというところからの増員というところでの報告を受けております。

以上です。

(小野優委員長) 及川委員。

(及川春樹委員長) そうすると多分現場組織図みたいなものは、最初の申請のときに多分出されているんですよね。結果的にそれがその体制においても、全部監督できなかったということで強化するというようなことであって、そうすると、そもそもＪＶを組んだ企業の皆さんがもともとＩＳ工法とか未経験の中で組織を組み立てての今回だったって考えますと、いわゆるその入札に関しての技術的なところで、十分対応できるものかかっていうところの判断が、どの段階でされるのかっていうのがちょっと気になりましてお聞きしているんですけれども、これ例えば、その募集要項の際に、これまでそういった経験があって、十分こなせますよとか、そういったところの判断っていうのは、当局としてはどのように探っていますか。分かりますかね。お聞きしたいなと思いますけれども。

(小野優委員長) 都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 中身の部分で私も正確に話ができるか、発注して施工に入る段階での、施工体制の部分で、下請が入る部分のその下請けの技術的な部分で、市の発注者側もそういった部分の、能力を確認できているかかっていうような形の部分ということでの解釈でよろしいでしょうか。

そういった部分で基本的には、いずれ、発注者、施工者によってそういった下請の業者さんの方で業者さんを決定してまいりますのでそういった部分での下請報告書等は、うちの方に提出する義務がございますので施工体制図、そういった部分での確認でまず実施ができるということでは確認をまずは取っているという形でございます。以上です。

(小野優委員長) 他に質問等ありますでしょうか。

千葉典弘委員。

(千葉典弘委員) １点、確認させていただきます。

本来、年度内にね、完了できればそれはよかったですが、３月の全員協議会での資料を見ると、

部分完了という、そういった期待もあったかに説明がありましたが、つまり部分完了をここに書いてあるとおり、本来の交付目的が満たされれば交付になると。たぶん部分ですね、何%っていうことになるんだと思いますが、本来の目的っていうと、例えば給食のね、最後、出来上がりまで、そういった一連の流れが確保できるかどうかってということだと思うんですが、外構とか、あと例えば空調なんかもそうなのかな。あまり関係ないところについては、できなくてもいいよということなんでしょうが、これ見ると、工事の進捗状況で、3月末予定。建築工事99.8%電気設備工事99.9%、機械設備工事99.8%太陽光100%、外構58%と。外構はほとんど関係ないですから、そのたった0.2%とか0.1%、0.2%ができないために、末ですので、検査も考えればもうちょっと減るんだろうけれども、その核心のできなかつた部分ってというのはどうしても4月15日まで、4月を超える部分までできなかった部分ってのはどこだったんでしょうか。参考までに教えていただけますか。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 委員さんおっしゃるとおり90何%という形で高い部分まではやってきて、どういった部分までができなかつたのかという部分でございますけれども、建築部門においてはほぼもう建物は全部できている状態でございます。ただ、仕様書の方に、VOCの環境測定をするところがございます、そこまで間に合わなかつたっていうのが、建築工事ではそのとおりでございますし、あと結局、完成検査図書を作って、あと完成検査までやって、引き渡しまでとなるとやはりちょっと時間が足りなかつたというのが実情でございます。電気設備につきましても、もともとほぼ全部出来上がってございました。

試運転の部分も若干している部分がございますけれども、その部分についても、物の引き渡しに対する資料の作成、完成検査、やっぱり引き渡しまでが、3月31日までには、どうしてもまとまらなかつたという形でございます。機械設備につきましては、機械の設置まではできたんですけれども、ちょっと試運転調整等がやはりできない状態でございます、あと先ほど他のところでも申しましたけれども、完成検査の資料作成と完成検査の日数がどうしても取れないということで、3月31日までの引き渡しはできないということで、工期延長になっているという形でございます。以上です。

(小野優委員長) 他にありますでしょうか。

穴戸委員。

(穴戸直美委員) すいません、先ほどのちょっと賠償請求の考え方について一旦納得しようとは思ったんですけれども、やっぱり合併特例債とはいえやっぱり財源です。一般財源でかかる1億3,700万円の請求になるかなっていうような少しそういったご答弁が先ほどあったのかなと思うんですけれども、合併特例債で今回代わりに払うっていうか、給食センター、やはり2学期に給食を提供するために、市が、言葉を変えれば、代わりに払って、納期を間に合わせることを優先させたような、私はそういう感じに捉えているんですけれども、合併特例債が2億1,455万円なのかなと思うんですけれども、その財源もやっぱり市民の財源であって、合併特例債とはいえ、国が7割、市民の負担3割で借金になるわけです。そして、奥州市やっぱりその公共施設の老朽化が進んでいたりとかして、この合併特例債をそれに使えるとても有利な財源じゃないかなと私は考えているんですけれども、今後5年間で合併特例債で使える金額が約60億円ですか。そういうふうに認識はしているんですけれども、やはり市のミスと受注者のミスとを、やっぱり原因をしっかりと追求していただきまして、何%、何%って考えていただいて、今回の一般財源で支払うのが1億3,700万円だから、それだけ請求すればいいよねっていうような考えじゃないように、やはり全体を考えて請求の方を

していただきたいと思います。その点についてだけお伺いして終わりたいと思います。

(小野優委員長) 佐藤教育部長。

(佐藤裕恵教育部長) ありがとうございます。おっしゃることはよく理解できます。それも含めて、すいませんが私共どうしても民事になってしまいますと、なかなかその法の解釈というのも様々ございますので、それも含めて弁護士と検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

(小野優委員長) 他にございますでしょうか。

岩渕委員。

(岩渕英浩委員) 岩渕英浩です。

設計で、I Sベースを取り入れたということですが、これは施工段階で、業者さんが、これを必ずやるということなのか、それとも、在来の工法を選定するというのは、任意なのでしょうか。お願いします。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 発注時は確かに市役所の仕様ではI Sベースということで発注して入札を請負ったって形でございますけれども、入札しても施工変更については一応認めておりまして、他の工法でもいいんですけれども、その工法を実施するに伴って行われる構造計算とかをやはりしなければいけませんので、そういった部分につきましては受注者側でやるという条件であれば、工法変更もできるというような形でしていたわけでございますけれども、業者さんからそのままI Sベースで施工するという形で来ましたのでそれを承認しているという形でございます。以上です。

(小野優委員長) 岩渕委員。

(岩渕英浩委員) ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけれども、在来の工法と比べて、I Sベースの工法というのは、工期的にどれぐらい短縮されるものなのでしょうか。お願いします。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) I Sベースについては、基礎の部分がよく一般住宅でも家の周りぐるとあるわけですが、あそこに関わる配筋については一緒です。I Sベースは、柱を立てるときの基礎、柱の基礎を立てるときのやつなんですけれども、I Sベースを活用しますと、いわゆる工場製品でポンと来ます。ですので、頼んで在庫があればすぐ来るという状況です。在来工法についてはその現場で組み立てたり、そういったことがあるので、ちょっと正確に何日短縮できるかというのは申し上げにくいんですけれども、そういった特性がございますので、工期短縮に活用できる。しかも、積算上は安いということでこちらを採用した経緯がございます。以上でございます。

(小野優委員長) 岩渕委員。

(岩渕英浩委員) ありがとうございます。そうすると、おそらく在来の工法を選んだ場合は、3月中には完成しなかったのではないかと思います。北東北で1社しかできないというところで、それをメリットとおそらくしたのではないかと思います。他の工法の検討ももちろんされていると思うんですが、なぜ北東北で1社しかないのを採用されたのか、もうちょっと何かメリットがあればお聞かせ願いたいのですが、よろしいでしょうか。

(小野優委員長) 菊地都市整備部長。

(菊地康都市整備部長) こちらの実際設計をしている段階では、建築の方で、なぜ在来工法じゃ

ないんですか、という質問を建設コンサルとやりとりはしています。やはり、北東北に1社とはいえ、施工実績も近辺ではあるということで、十分対応可能という判断をしております。以上です。

(小野優委員長) 他にございませんでしょうか。

すいません、私も3点ほどちょっと確認したいんですけども。

1点目がまず契約書の今契約に関しての部分も、都市整備部の方で答えられているんですが、契約書を作ったのはどちらの部署だったのかを確認させてください。

それから、今も話題にずっとなっています、このISベース工法のことにに関してなんですけれども、ちょっと、それをやるっていうタイミングの説明が何か所々違うようにちょっと聞こえてくるんですが、プロポーザルじゃなくなって一般競争入札になったというのは分かるんですけども、入札の仕様書にISベースを入れたっていう話に今聞こえたんですが、そうすると入札をする前に、何か国交省の方で新技術を導入してほしいという方針があるっていうのは分かるんですけども、どのタイミングでそれを本当にやるって決めたのかももう一度説明をお願いします。

それから最後はいわゆる工期の遅れが発生したっていうところで、当初はいわゆる増員で賄おうとしたってお話だったんですけども、結局増員しても駄目だったっていう意味なのか、増員しようと思ったぐらいの人が集まらなかったのか、結果的にだめだったっていうところの意味をもう一度説明をお願いします。

(小野優委員長) 千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) 私の方からISベース工法がやるというタイミングはいつだったのかという形でございますけれども、ISベース工法を選定したのは詳細設計の段階で決定してございますので、もうその設計の段階でISベース工法を採用するという形で、それを基にして設計書を組んだという形でございます。以上です。

(小野優委員長) 佐藤教育総務課長。

(佐藤由雄教育総務課長) ではお答えいたします。

まず1点目の契約書の件でございますが、財政課の方で作成してございます。

あと3点目の増員の件ですけども、当初は、増員しまして、土日もあるということで始めたんですが、いわゆる職人不足ということで、なかなか思うように人が集まらなかったということで、工期内の完成ができなかったというような認識でおります。以上です。

(小野優委員長) まずちょっと聞いた順番に聞きますけれども、今日の説明でも、交付金不交付に至る事態に関しては契約書に盛り込む必要は法的に示されたものはないので要は今までどおりに作りましていう部分だったわけなんですけれども、今の質疑の中でも今後、契約書に盛り込めればという見解も出ているところなんですけれども、改めて都市計サイドの話だけでなくその財政、契約書を作った側の感覚として、まず今回そのいつもどおり作って大丈夫だっていう、いつもどおり作って大丈夫っていうのを確認する必要もないと思うんですけども。ちょっと今現状答えられる範囲でどういう認識でこの契約書の作成に当たってきたのかっていうところをお聞きしたいですし、それから工法のタイミングで詳細設計の段階で導入を決めたっていう話だったんですけども、どうしてもプロポーザルじゃなくて入札っていう話になってくると後はもう、落札した業者ができるかできないかっていうのは、そのあとの話になるのかなって思うんですけども。今後再発防止を考えていくときにいわゆるプロポーザルであれば多分そういったところもひっくるめて対応できるのかなと思うんですが、一般競争入札でやるってなった場合どこまでこう仕様書に盛り込めるものなのかっていう、現時点での考えをお聞かせください。

それから職人が結果不足したってお話だったんですけれども今のご時世、職人不足ってのはすごい当たり前の話なんだけれども、人を増やすことでしか対応できなかったっていう部分もあったんですが、実際に増員して対応に当たるとして、増員が、やっぱりその修正の段階でも見込めないっていうリスクを考慮していたのか、とにかくわらにもすぎる思いでまずやってみましょうというところだったのかをお聞かせいただければと思います。

千田都市計画課長。

(千田充都市計画課長) ちょっと確認させていただきたいんですけれども、I Sベースの部分でどのように盛り込むかっていう部分、それを改善の部分でどう盛り込むかっていう話でよろしいですかね。

一応、設計の、入札の段階になると、やはり設計書の他に、特記仕様書標準仕様書というのを付ける形になってございます。あと条件明示とかっていうのも付ける形になっておりますので、その中で先ほど言った品質管理の部分で、やはり盛り込める部分については盛り込んで、その部分で重要な部分については管理をするというような形での条件明示、また、または特記仕様書の明示を考えたいという形というところでございます。

以上です。

(小野優委員長) 及川財政課長。

(及川康文財政課長) それでは契約につきまして財政課の方で担当しておりますので、契約書に交付金等に係る記載ができるかどうかという部分につきまして、お答えをいたします。

この問題が発生しましてから近隣自治体の方にも、例えば契約書に交付金等の財源等を記載している自治体があるかどうか近隣には聞き取りをしておりますが、特にそういったものを記載しているという自治体は確認はできておりません。

それで仮に記載するとした場合に、契約書そのものは、建築業法に基づく必要事項の記載となりますので、別記とか、覚書等への記載が考えられるんですけれども、それが法的に有効かどうかという部分につきましては、なお慎重な検討が必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

(小野優委員長) 佐藤教育総務課長。

(佐藤由雄教育総務課長) お答えいたします。増員の部分に関しましては、当然リスクは考えられておりました。職人不足のこのご時世ということで、ただ左官とか内装とか、職人が来ない中でも、やはり限られた手だてを尽くして、県との連絡相談をしながら進めてきたという形になります。

以上です。

(小野優委員長) 他にございませんでしょうか。

では、無いようですので本件についての質疑は以上で終了いたします。

ここで当局の皆様にはご退席をお願いします。お忙しいところ調査にご協力いただきまして大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(当局説明職員退席)

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(小野優委員長) 再開します。

次に調査のまとめを行います。今後の調査の進め方についてなんですけれども、今後について皆

様からのまずご意見をいただきたいと思いますのですが、どなたかありますでしょうか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

(小野優委員長) 再開します。

改めて本件調査について今後どのように進めればいいのかというところで再度お尋ねします。

菅野委員。

(菅野至副委員長) 菅野です。

今日の所管事務調査というところで見ますと、当局への質問等々議員の方からしたわけですが、当局の方からの回答ということでも、出尽くしたかなというところが感じられるところがございますので、一段落ということで、現段階では特別委員会等、急いで立ち上げるものではないという判断にして、また今後裁判とか賠償のお話とか出てきた段階で改めて、また考えるということにしてはどうかと提案いたします。

(小野優委員長) ありがとうございます。

まずは前段でありました、当初の予定では特別委員会を、という前提もあったところもありますが、まずは状況を見守るということのご意見だったのかなと思いますけれども、今回の調査を終えた判断としてはそういったところでよろしいでしょうか。

< 「異議なし」との声あり >

(小野優委員長) ありがとうございます。

それでは調査事項のレポート提出についてですが、これは各常任委員会の委員、ここにいる全員から、今回の所管事務調査のレポートを求めるものですが、レポートの期限を6月5日とさせていただきますと思います。定例会初日ですかね。事務局に提出していただきたいと思いますがこれにご異議ありませんでしょうか。

佐々木友美子委員。

(佐々木友美子委員) 次第には5月29日ってありますが6月5日に直すってことですな。

(小野優委員長) はい、そうです。

ではご異議なしと認めそのように決しました。

次に調査事項の議会報告についてなんですけれども、まずは特別委員会設置は少し見送るという話、保留するってお話でしたので、通常どおり、最終日の報告としたいと思います。

委員長報告の案文につきましては、各常任委員会正副委員長と事務局にご一任いただきたいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。

< 「異議なし」との声あり >

(小野優委員長) ご異議なしと認め、そのように決しました。

併せて、委員長報告については、教育厚生常任委員会委員長が行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

< 「なし」との声あり >

(小野優委員長) ご異議なしと認め、そのように決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

4 その他 (省略)

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

5 閉会 (省略)

[署名] 奥州市議会 総務常任委員会委員長 (電子署名)  
教育厚生常任委員会委員長 (電子署名)  
建設環境常任委員会委員長 (電子署名)